○住民異動届の届出人は ○住民異動届の届出人は 一異動する本人または世帯主が が届出人となります(本人・ が届出人となります(本人・ をい場合は、その世帯の同居 ない場合は、その世帯の同居

書いた「委任状」が必要になり場合は、本人または世帯主がしかし、世帯を同じくするしかし、世帯を同じくするといる方が代理で届け出するとい場合は、本の世帯の同居といる方が代理で届け出できます)。

※ご注意ください

☎72-6933 圓町民生活課

○届け出に本人確認書類が必要

お早めに 住民異動の手続きは

住民異動の手続きが必要になります入学、就職、転勤などで引越しされる方は

○受付時間



分まで受け付けできます)。す(毎週水曜日は午後7時1530分から午後5時15分までで(祭日を除く)までの午前8時の時間は、月曜日から金曜日を時間は、月曜日から金曜日を時間は、月曜日から金曜日を開まが

こんなとき 届け出に必要なもの 届け出の期限 ●印鑑 ●転出証明書(前住所地で交付) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療負担区分等証明書または 転入した日から 転入したとき 広域内異動連絡票(前住所地で交付) **14**日以内 ●介護保険受給者資格証明書(前住所地で交付) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●小・中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付) ●住民基本台帳カード(カードの交付を受けている方のみ) ●印鑑 ●印鑑登録証(印鑑登録している方のみ) 転出する ■国民健康保険被保険者証 14日前から ▶国民健康保険高齢受給者証 転出するとき ●後期高齢者医療被保険者証 転出した日から ●ひとり親家庭医療受給者証 14日以内 ●こども医療費受給資格証 ●介護保険被保険者証 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ■国民健康保険高齢受給者証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 転居した日から 町内で住所を ひとり親家庭医療受給者証 14日以内 変更したとき ●こども医療費受給資格証 ●介護保険被保険者証 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●住民基本台帳カード(カード交付を受けている方のみ) ●印鑑 変更した日から 世帯主が ■国民健康保険被保険者証 **14**日以内 変わったとき ■国民健康保険高齢受給者証